

只見町第2期 子ども・子育て支援事業計画

概要版



イワッペ

ブナリン

アカショウちゃん

令和2年3月

只見町

基本理念

本計画の上位計画である「只見町振興計画」では、「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」について、以下のとおり記載されています。

少子化時代に対応し、地域ぐるみで子育てに対する理解を深め、次代のニーズに合った確かな子育て支援を推進するとともに、多様な保育サービスや子どもの健全育成のための環境整備に努めます。さらに、母子保健施策の充実を図り、子どもの健やかな発育・発達をサポートし、出生率に関連する未婚化・晩婚化対策等の施策を推進します。

本町では、上記の記載を子ども・子育て支援施策の方向性として位置づけ、振興計画の将来像の実現とともに、子どもたちや、子育て世代が安心して暮らし続けることができ、さらにそれらの子育て・子育てを支援するワーク・ライフ・バランスの理念に基づいた地域社会づくりを目指し、



～元気で・明るく・たくましく すくすく育て只見っ子～

子育てを地域全体で支え見守るまち只見

を基本理念とした、子ども・子育て支援事業に取り組みます。

計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを検討します。

(年度)

平成27	平成28	平成29	平成30	平成31 令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
只見町子ども・子育て支援事業計画					第2期只見町子ども・子育て支援事業計画				

施策の体系



基本目標1

子どもの健やかな成長を育む
環境づくり

- 保育サービスの充実
- 次世代を担う子ども支援
- 多様な文化をもった子どもと家庭への支援

基本目標2

安心して産み育てられる
環境づくり

- 子育て支援サービスの充実
- 母子保健・医療の充実

基本目標3

地域で子どもを見守り大切にする
まちづくりの推進

- 子育てしやすいまちづくり
- 食育の推進

基本目標4

全ての家庭が安心してゆとりを
もてるまちづくりの推進

- 障がいのある児童やその家庭への支援の充実
- 児童虐待防止対策の充実
- ひとり親家庭の自立支援
- 経済的困難を抱える家庭への支援



基本目標 1 子どもの健やかな成長を育む環境づくり

(1) 保育サービスの充実

只見町の 施策方針

本町では、現在、待機児童は発生していません。今後もこの環境を維持していくため、保育士の計画的な確保に努めるとともに、保育事業の更なる充実を図るため、ニーズ等を勘案しつつ、下記の事業に取り組みます。

● 保育の受入れ体制の確立

就労・職場復帰の支援として、育休満了時（原則1歳到達時）から、確実に保育所を利用できるように受入れ体制の整備を図ります。保育所申込期間に、申し込んでいただくことで、満1歳から入所できます。



● 0歳児保育の実施

0歳児保育の実施を検討します。保護者が安心して子どもを預けられるように職員の研修体制を整え、保育技術の向上を図るとともに、保育士等の増員による人的体制の確保及び施設の改修・整備に努めます。今後は1歳未満の子どもを預かることができるよう、「こもりっこ事業」と連携していきます。

● 保育料の軽減対策

3歳以上と0～2歳の非課税世帯の保育料を無償化します。0～2歳の課税世帯の保育料については、引き続き国の費用徴収基準額から最大7割を低減し、第3子以降の児童が保育所に入所している家庭に対しては、多子世帯軽減措置による減免も継続して実施します。今後も、町独自の副食費無償化を継続します。

(2) 次世代を担う子どもの支援

只見町の 施策方針

各年代に応じた思春期保健学習に取り組むとともに、児童・生徒のカウンセリングや、親子を対象とした講演会・勉強会等を開催するなど、子どもの心のケア対策及びサポート体制の充実に努めます。

● 思春期保健学習の取組

小中学生と保護者を対象に、思春期の特徴や心身の発達について学習する機会を提供します。また、中高生に対しては、正しい性の知識と情報を提供し、命の大切さを考える講習会を実施するなど、医師や保健師、学校等が連携し、充実した思春期を過ごせるよう取り組みます。



● 心のケア対策

様々な理由により、精神的に疲れたり、傷ついたりしている子どもに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談対応を行うなど、問題の解決に向けた支援に努めます。また、講演会や勉強会等の機会を通じて、子どもの心の理解や、親子のスキンシップを促進する体制づくりに努めます。

(3) 多様な文化をもった子どもと家庭への支援

只見町の 施策方針

国際化の進展に伴い、外国人や外国につながる子どもの増加が見込まれます。そのため、本町では、外国人家庭が抱える子育ての不安や悩みを解消し、日常生活を円滑に送ることができるよう、多言語による情報提供や相談体制の充実を図るとともに、外国人の子どもが利用する教育・保育環境の充実に努めます。



● 外国人の子どもに対する保育所の受入れ体制の充実

外国人の子どもが、保育所での生活に対応できるようにコミュニケーションツールの開発を検討します。また、保護者とのコミュニケーションに関する支援として入所の案内やおたより等の外国語版の作成を行うとともに、関係機関と連携を図りながら支援します。

● 外国人への総合的な町政情報の提供及び相談体制の充実

外国人及び家族が安心して暮らせるよう、ガイドブック等の外国語版の作成・配布、インターネットを活用した外国語版ガイドホームページの開設及び更新、外国人向け生活相談窓口の開設、運営の充実を図ります。また、母子健康手帳の外国語版の説明書を作成するなど、母子保健の視点からの支援の充実に努めます。

● 国際理解教育の推進

外国の人々とのふれあい・交流を通じて、外国の文化、習慣への理解を深めるとともに、自国の良さや文化を世界に発信するための表現力を養う教育を進めます。また、外国語での絵本の読み聞かせを通して、国際理解や外国人と日本人の親子の交流の機会を提供します。

● 小中学校外国語活動サポートプラン

小中学校それぞれに専属のALTを配置し、外国語の授業をサポートすることにより、子どもたちが積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身につけさせるとともに、教員の外国語指導力向上を図ります。



基本目標 2 安心して産み育てられる環境づくり

(1) 子育て支援サービスの充実

只見町の 施策方針

女性の社会進出や核家族化など、子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化している中、保育サービス・子育て支援サービスへのニーズは年々高まりを見せています。本町では、子育て世帯が安心して子育てができる環境づくりを目指し、下記の事業に取り組みます。また、小児科医の確保や冬期間の通院体制の整備等について現状の把握と検証を実施し、安心できる体制が整備できるように関係機関と協議を進めていきます。

● ただみ健やか発育・発達支援事業

生きる力をもった未来を担う地域人材育成を目標として、保育士や子育て支援を行う方の研修及び遊びを通じた豊かな育ちを支援します。また、ICTを活用し、家庭での教育力の向上を図ります。今後は、関係機関及び関係団体との連携を図り指導者や支援を行う方々の交流を深めます。

● 子ども一時預かりサービス(こもりっこ)事業

子育てのお手伝いをしたい人(協力会員)と子育ての手助けを受けたい人(依頼会員)により、地域の中で子育てを行う相互援助事業を実施します。今後は、託児事業や夜間預かり、病後預かりなどもできるような事業の見直しを図るとともに、事業の認知と会員の確保に努めます。また、助成金制度を継続します。

● 子宝祝金支給事業

出産を祝い、子どもの心身ともに健やかな成長と、次世代を担う若者の定住を奨励するため、第1子に10万円、第2子に20万円、第3子以降に30万円を支給します。

● 子育てガイドブックの作成

「只見町子育てガイドブック」を作成・配布することで情報を得やすい環境づくりに努めるとともに、町のホームページでも同様の情報を得られるようにします。また、父親の子育てへの参加や育児休業の取得、ワーク・ライフ・バランスへの取組や両立支援制度など、仕事と生活の調和についての啓発及び情報提供を積極的に行います。



(2) 母子保健・医療の充実

只見町の 施策方針

妊娠・出産にかかる女性の負担は大きく、育児不安や育児ストレスを抱えている母親が多くなります。また、妊娠期の健康は胎児や母親への影響が大きいことから、本町では、母子の健康と、子どもの健やかな成長・発達を守るため、下記の事業の充実と周知に努めます。

● 子ども医療費助成事業

子どもの健全な育成と健康増進を図るため、出生時から18歳到達後最初の3月31日まで、医療費の自己負担分を公費で助成します。



● 各種検診、予防接種の実施

乳幼児健康診査（3～4か月、1歳6か月、3歳6か月、5歳）及び歯科検診（1歳、1歳6か月、2歳、3歳6か月）を実施します。予防接種は、予防接種法に基づく定期的予防接種のほか、ロタウイルスワクチン及びインフルエンザワクチンの接種、風しん抗体検査及び接種への公費助成を行います。

● 不妊治療費助成事業

特定不妊治療に要した費用のうち、県の助成のほかに1回10万円を通算5年間助成します。なお、初年度は3回まで、2年目以降は2回までの助成となります。今後も町の広報誌等に掲載するなど、周知に努めます。

基本目標 3

地域で子どもを見守り大切にする まちづくりの推進



(1) 子育てしやすいまちづくり

只見町の 施策方針

本町では、親子が共に遊べる場として、「すくすくひろば」や「子どもクラブ」等の事業を実施するとともに、教育委員会管轄の施設の点検整備を行います。また、道路の整備や防犯灯の設置、見守り活動の実施や防犯・防災意識の啓発等の取組を推進し、地域全体でまちの安全と防犯・防災対策に努めます。さらに、就業生活と家庭生活を両立するため、働き方の見直し等について企業や関係団体と連携を図りながら地域全体で子育て支援を推進していきます。

● 親子が共に遊べる場の整備

子どもが安全に過ごすことができ、親も安心して過ごさせることができる環境づくりとして冬期間のあそび場の確保や屋外のあそび場の整備に努めます。また、「子どもクラブ」を実施し、体験活動や多様な遊びの場等を提供します。長期休業時には地域講師による各種講座や教室等の開催を検討します。

● 地域における見守り活動の推進

民生児童委員が、毎月1回定例会を開催し、担当地区の子どもと保護者の状況を確認するほか、保健福祉課と情報共有を図ります。また、明和地区では見守り隊による登校指導を行います。今後も、見守り活動や情報の共有を推進し、子育て家庭がお互いに助け合えるような地域づくりに取り組みます。

● 子どもの安全の確保

家庭・学校・地域が連携し、青少年の健全育成と非行防止に努めます。また、危険箇所の改善や防犯灯の設置、通学路等の整備に努め、学校登校時に街頭指導を実施し、交通ルールの順守、交通マナーの向上を図ります。さらに、災害時の安全確保として、避難訓練の実施や避難経路の把握、福祉避難所設置・運営マニュアルの活用にも努めるとともに、設置・運営に係る詳細や準備品、職員の行動計画を綿密に確認し、災害発生時に適正に対応できる状態を整えます。



(2) 食育の推進

只見町の 施策方針

本町では、子どもが、食に関する正しい知識を学び、望ましい食習慣を身につけることができるよう、各年齢に応じた食育を推進するとともに、食文化の学習機会の充実や、地域に根差した学校給食づくりに取り組みます。

● 発達段階に応じた食育の啓発・推進

乳幼児検診や就学時健康診断の際に、栄養士による栄養指導の実施や、各保育所や学校においては年齢に応じた食育の推進を行います。また、保育所と学校給食の連携により、肥満や生活習慣病、虫歯予防の啓蒙を進めていきます。学校給食を通じて、食事のマナーなどの食育の基盤、食べ物の大切さ、自分に必要な食べ物を理解し、選択する力を身につけられるよう指導するとともに、家庭への意識啓発も行っています。

● 地域と連携した食の学習機会の充実

中学生を対象に、地域の方々や食生活改善推進員の方々を講師として、伝統食の作り方や意味食する時期などについて理解を深める授業の実施を推進します。また、伝統料理の次世代への継承を含め、食生活改善推進員と振興センターが連携してふるさと料理講習会の実施を検討します。



● 地産地消型給食の推進

子どもが、旬の食材や伝統野菜などへの理解を深められるよう、地元産の食材を使った学校給食の提供を推進します。各小学校で生産者とのふれあい給食を実施するほか、年2回、給食センターで地場産物推進会議を開催し、農家との連携を図るなど、地元産の食材を安定的に供給できるような体制づくりに努めます。

基本目標 4

全ての家庭が安心とゆとりをもてる 子育て支援の充実



(1) 障がいのある児童やその家庭への支援の充実

只見町の 施策方針

障がいのある児童を養育する家庭が、充実した生活を送ることができるよう、本町では、地域で共に生き、共に学べる環境づくりを目指し、子どもの成長を最大限に伸ばす支援や、経済的負担の軽減に引き続き取り組むとともに、支援を必要とする児童の早期発見・療育に努めます。

● 早期発見、早期療育の実施

健康診断を通じた経過の観察や、保育所と学校との連携による日常生活の観察により、早期の把握と適切な治療・養育の推進を図ります。支援が必要な児童については、保育所、学校、療育機関と継続的に情報交換できるように個別支援計画ファイルを作成・活用します。

● 重度心身障がい児介護手当事業

身体障がい者手帳の交付を受けている子ども及び特別児童扶養手当の支給認定を受けている子ども（20歳未満）を養育している保護者に対し、月額8,000円（年額96,000円）を毎年6月と12月に分割支給します。年度途中の新規申請の場合は決定した月から、停止又は廃止の場合はその月までをそれぞれ支給します。

● 療育児童通院交通費給付事業

身体、知的、発達等について定期的な医学治療やリハビリテーションを受ける必要がある子ども（18歳到達後最初の3月31日まで）に、医療機関への通院にかかる交通費の一部を公費で助成します。保護者より只見町に申請し、通院開始後は3か月ごとに請求していただき、その請求に基づき3か月分を交付します。



(2) 児童虐待防止対策の充実

只見町の 施策方針

本町では、訪問事業や健康診断を通じ、子どもの養育状況の適切な把握に努めるとともに、保育所や学校、関係機関等の連携を強化することで、児童虐待の未然防止と早期発見を図ります。また、虐待を疑われる状況を発見した場合は、ケースごとに対応方針を定め、必要に応じて専門機関への連絡及び支援要請を行います。

● 児童虐待の発生予防

乳児家庭全戸訪問事業や健康診断を通じ、子どもの養育状況の適切な把握に努めます。保育所や学校においては、小さな変化を見逃さない体制づくりに努めます。各小中学校においては、定期的に会議を開き、児童・生徒の生徒指導上の問題の把握に努めます。乳幼児から中高生まで一貫した情報連携により、問題の深刻化の防止を図るとともに、相談窓口の充実を図ります。

● 早期発見に向けた関係機関との連携強化

保育所や学校での日常的な観察と、「早期発見のためのチェックリスト」により、早期発見に努めます。また、スクールソーシャルワーカーを配置し、各小中学校と関係機関が連携して問題に対応できる体制づくりを推進します。虐待と疑われる状況を発見した場合は、実務者会議により、ケースごとに対応方針を検討し、町での対応が困難なケースについては、専門機関への連絡及び支援要請を迅速に行います。

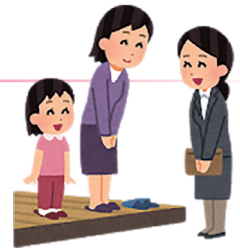
(3) ひとり親家庭の自立支援

只見町の 施策方針

本町では、生活環境の改善を図り、充実した生活を送れるよう、精神的支援及び経済的支援の両支援の充実を努めます。また、個々の家庭の状況やニーズを踏まえ、情報提供や交流の機会づくりを推進します。

● すこやか激励金支給事業

毎年5月5日現在において、本町に居住する死亡又は離婚等の理由により父親又は母親のいない小中学校に在籍する子どもに対し、激励金として子ども一人につき7,000円を支給します。



● ひとり親医療費助成事業

ひとり親家庭に対し、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るため医療費の自己負担分（月1,000円以上かかった場合）を公費で助成します。今後も、現行の条例及び施行規則に基づき支援を継続していきます。

(4) 経済的困難を抱える家庭への支援

只見町の 施策方針

本町では、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望をもちながら育つことのできるよう、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、支援が届かない、又は届きにくい子どもや家族に対して、関係機関が連携しながら支援を行います。

● 生活困窮者の自立支援

生活に困窮している方が抱える複合的な課題に応じた、個別的で継続的な相談支援を行う窓口を設置し、状況に応じた就労支援や家計再建に向けた支援を実施します。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域との連携の推進を図ります。

● 貧困の連鎖防止ネットワーク事業

ひとり親や生活保護世帯など困窮世帯の子どもに対して、民間団体や企業等から、相談や社会参加の機会の提供など、様々な支援を届けるための仕組みづくりを行います。

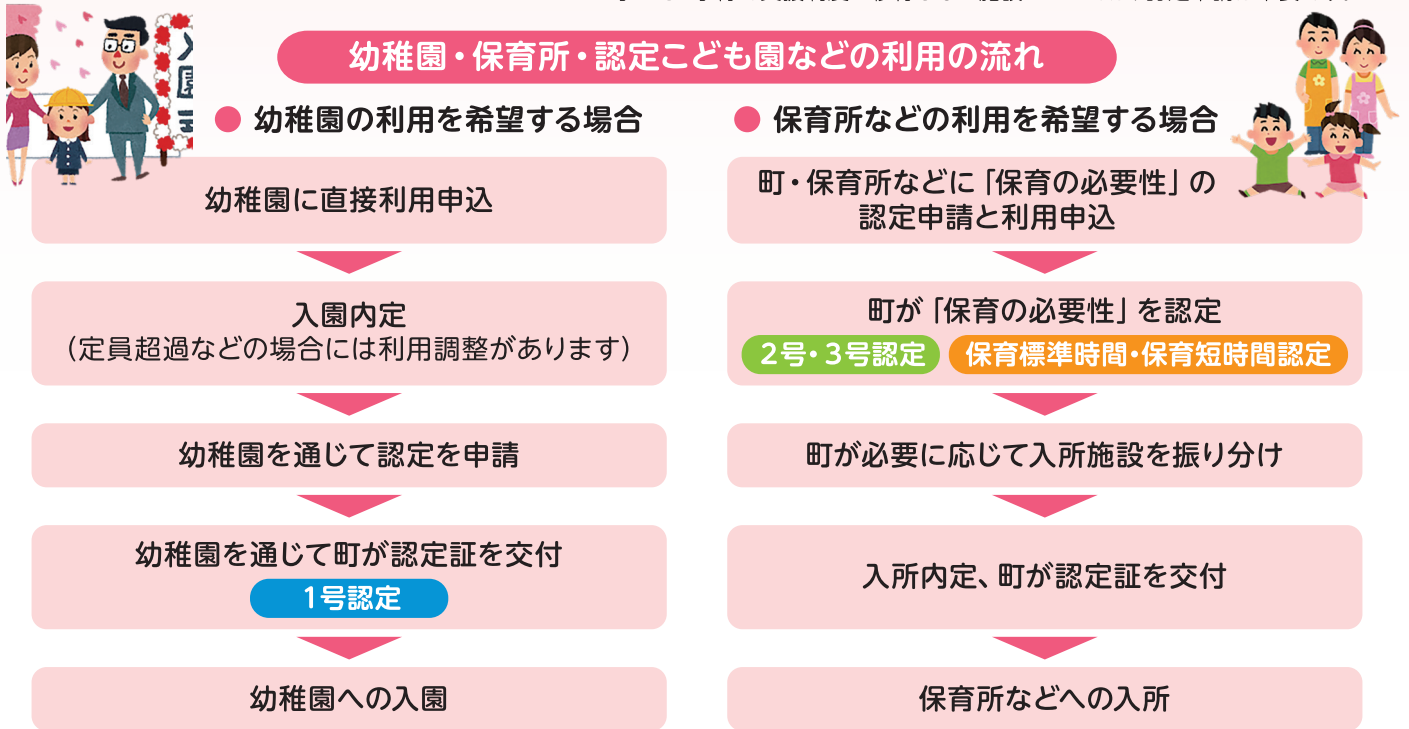
● 生活困窮世帯の子どもの就学援助

生活困窮世帯の子ども（準要保護児童）に、就学援助費の支給やスキーシーズン券購入補助を行います。

幼稚園・保育所・認定こども園などを利用するときは？

子ども・子育て支援制度では、施設（幼稚園、保育所、認定こども園など）の利用を希望する保護者は、利用のための認定申請が必要になります。子どもの年齢や保護者の就労状況などにより、認定区分は下記のとおり3つに分かれており、認定区分に応じて利用できる施設が決まります。

※子ども・子育て支援制度に移行しない施設については、認定申請は不要です。



※現在、只見町内に幼稚園は設置されていません。

● 認定こども園の利用を希望する場合

1号認定は幼稚園と、2号・3号認定は保育所などと同じ流れになります。

3つの認定区分

- 1号認定** 満3歳以上で、教育を希望する場合
【利用先】 幼稚園、認定こども園
- 2号認定** 満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
【利用先】 保育所、認定こども園
- 3号認定** 満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
【利用先】 保育所、認定こども園、地域型保育

保育の必要量に応じた区分

2号・3号認定は、保育が必要な時間によって、さらに「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」に区分されます。

保育標準時間認定 (就労の場合、「週30時間、月120時間以上」の勤務が要件となります。)
⇒1日11時間まで、必要とする保育を利用できます。

保育短時間認定 (就労の場合、町が定める下限時間(48時間)以上の勤務が要件となります。)
⇒1日8時間まで、必要とする保育を利用できます。

保育を必要とする事由とは

- 就労(フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的に全ての就労)
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居または長期入院などしている親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就学(職業訓練校などでの職業訓練を含む)
- 虐待やDV(ドメスティックバイオレンス)の恐れがあること
- 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
- そのほか、上記に類する状態として市が認める場合

※同居の親族が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。